

## 条件付一般競争入札共通事項

### 1 契約担当課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目 13 番地（市庁舎 3 階）

下妻市役所総務部財政課 契約検査係

TEL 0296-43-2267（直通）

### 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次の各号の要件をすべて満たしていること。

- (1) 当該年度の下妻市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、当該工事に係る許可を有していること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定に基づき、当該業種に係る契約締結予定日から 1 年 7 ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査結果を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。また、同条第 2 項の規定に基づく下妻市の入札参加制限を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）
- (6) この工事に対応する技術者を建設業法に従い施工現場に配置できるとともに、所定の工期をもって工事を安全に施工できる者。
- (7) 申請書及び資料の提出の日から開札の時までの期間に、下妻市から指名停止処分を受けていない者。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (9) 本市の市税等を完納していること。
- (10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
  - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

### 3 設計業務の受託者等

- (1) 2. (8) の「当該受託者と資本面・人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。
  - ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

- ② 建設業者の代表権を有する役員が設計業務の受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

#### 4 入札参加手続等

- (1) 設計図書の閲覧及び貸出については発注担当課で実施するので、不明な点は発注担当課に照会のこと。
- (2) 設計図書に対する質問及び回答は次のとおりとする。
- ① 質問受付期間 公告日から案件ごとに定められた日の午後5時までとする。
- ② 質問書（任意様式）にて提出すること。
- ・電子メールによる提出  
メールアドレス [zaisei@city.shimotsuma.lg.jp](mailto:zaisei@city.shimotsuma.lg.jp)
  - ・持参による提出  
下妻市役所総務部財政課 契約検査係
- ③質問に対する回答
- ・回答日 案件ごとに定める。
  - ・回答方法 市ホームページに掲載する。

#### 5 入札方法等

- (1) 入札方法は次のいずれかとし、案件ごとに定める。
- ① 持参入札（直接入札書を持参し、入札会場で開札を行う入札）
- ② 郵便入札（一般書留、簡易書留又は持参のいずれかにより入札書を提出し、開札日に開札を行う入札）
- (2) 入札参加申請
- 参加申請は申請書類を作成し、公告日から案件ごとに定めるまでに「契約担当課」まで持参又は郵送により提出する。
- (3) 入札書
- 案件ごとに特別な定めがある場合を除き、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 入札方法別の入札書の提出については、下記による。
- ① 持参入札の場合
- ・指定入札書（市ホームページ「入札・契約関係様式」に掲載）による。
  - ・提出方法は、案件ごとに定める入札執行日時・場所に直接持参すること。
  - ・入札用封筒は任意とする。
- ② 郵便入札の場合
- ・指定入札書による。
  - ・提出方法は郵送又は持参によるものとし、提出先は「契約担当課」とする。

- ・郵送による提出の場合は、「一般書留」「簡易書留」のいずれかとする。
- ・入札用封筒の記載例については別紙「入札用封筒作成例」を参照のこと
- ・到着期限は開札日の前日（前日が休日の場合は、その直前の平日）の午後5時とする。

#### (4) 工事内訳書

- ・内訳書の様式は任意であるが、記載内容は数量、単価及び金額等を明らかにしたものであること。
- ・積算合計額の端数処理以外の値引きはしないこと。
- ・内訳書の合計金額と入札書の記載金額は同一であること。
- ・工事内訳書は返却しない。
- ・工事内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- ・提出方法は次のとおりとする。

##### 1) 持参入札の場合

入札時に提出すること。

##### 2) 郵便入札の場合

入札用封筒に入札書と同封のうえ提出すること。

#### (5) 入札回数

入札の回数は、1回とする。

### 6 開札

開札場所及び開札時間については案件ごとに定める。開札の立会については、次のとおりとする。

#### (1) 持参入札の場合

入札者は開札に立ち会うこととする。入札者が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係の無い職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

#### (2) 郵便入札の場合

入札者又はその代理人の立会は不要である。なお、開札に当たっては、入札事務に関係無い職員を立ち会わせて開札を行う。

### 7 落札者の決定方法

開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定している案件は「予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上」とする。）の価格で、最低の価格の申込みをした者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定する。

## 8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の要否及び額については案件ごとに定める。
- (2) 契約保証金の要否及び額については案件ごとに定める。また、契約保証金が必要な案件については案件ごとに定められた金額を保証する次に掲げるいずれかの保証等を付すること。
  - ① 契約保証金の納付
  - ② 銀行等又は保証事業会社の保証
  - ③ 公共工事履行保証証券による保証
  - ④ 履行保証保険契約の締結

## 9 支払条件

- (1) 前払金

前払金の有無は案件ごとに定める。

前払金を請求できる案件において、前払金を請求する場合は、保証事業会社の保証を要する。

請負金額の10分の4以内（但し、1万円未満切捨て）（請負金額500万円以上）
- (2) 中間前金払

中間前金払いの認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負金額の10分の2以内の中間前金払いを請求できる。
- (3) (1)(2)については契約書案第34条の規定に基づくこと。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札。
- (2) 入札書の金額、その他記載事項が不明瞭で確認できない入札。
- (3) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の者の代理人となった者の入札
- (4) 同一の入札において2通以上の入札書を提出した者の入札。
- (5) 入札について不正の行為があったと認められた者の入札。
- (6) 入札書が指定の日時までに到達しなかった者の入札。
- (7) 前各号のほか、入札条件に違反した入札。

## 11 その他

- (1) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (2) 落札決定後、配置予定の監理技術者等の専任性違反の事実が確認された場合は契約を結ばないことがある。また、契約後に確認された場合は契約を解除することがある。
- (3) 入札に参加した者は入札後において、公告、共通事項、設計図書、工事請負契約書、現場等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (4) 市長は、落札者が入札の翌日から契約締結前日までに会社更生法に基づき更生手続開始の申

立てを行った場合、又は下妻市から指名停止処分を受けた場合は、当該契約予定の相手方としての資格を取り消すことができる。

- (5) 契約締結後に、入札参加業者、契約に係る業者名及び落札額の公表を行う。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるか否かは、案件ごとに明示する。
- (7) この共通事項に定めのないものは、地方自治法、下妻市契約規則及び下妻市一般競争入札実施要項による。
- (8) その他の詳細不明の点については、1. 契約担当課に照会のこと。